

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

<b>論題</b>	日英包括的経済連携協定締結の意義 － 経済連携協定の枠組み拡大における日英E P Aの位置付け －
<b>著者 / 所属</b>	荒木千帆美 / 外交防衛委員会調査室
<b>雑誌名 / ISSN</b>	立法と調査 / 0915-1338
<b>編集・発行</b>	参議院事務局企画調整室
<b>通号</b>	431号
<b>刊行日</b>	2021-2-5
<b>頁</b>	227-235
<b>URL</b>	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210205.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210205.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

## 日英包括的経済連携協定締結の意義

### — 経済連携協定の枠組み拡大における日英EPAの位置付け —

荒木 千帆美

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 本協定の成立経緯と概要
  - (1) 英国のEU離脱と日英EPA署名の背景
  - (2) 主な内容
3. 本協定の意義
  - (1) サプライチェーンの継続と拡張累積制度
  - (2) 先進的な電子商取引章
  - (3) 英国のCPTPP加入関心と今後の課題
4. おわりに

#### 1. はじめに

2020年10月23日、日本と英国は、東京において、「日英包括的経済連携協定（日英EPA）」の署名式を行った。本協定は、欧州連合（EU）離脱後の英国との間において、日・EU経済連携協定（日EU・EPA）に代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定するものである。本協定の締結により、日EU・EPAの下で確保されていた日英間の日系企業のビジネスの継続性が維持されることとなる<sup>1</sup>。茂木外務大臣は、本協定の意義は「自由貿易を更に推進する姿勢の発信」であると述べている<sup>2</sup>。本協定は11月4日、第203回国会（臨時会）に提出され、11月24日に衆議院本会議で、12月4日に参議院本会議で、それぞれ承認され、日英両国の議会手続を経て、2021年1月1日に発効した。

<sup>1</sup> 英・EU間のFTA交渉の結果によっては、在英の日系企業がEU加盟国と取引を行う場合のビジネスの継続性が維持できない可能性が指摘されていたが、2020年12月24日の英・EU間のFTA合意により、在英日系企業のEUとのビジネスの継続性も担保されることとなった。ただし、英・EU間の通関手続が新たに必要となる等、影響が生じることとなる。

<sup>2</sup> 第203回国会衆議院本会議録第5号2頁（令2.11.12）

日本はこれまで、二国間又は複数国間で物品・サービス貿易の自由化を図る自由貿易協定（FTA）を基礎としつつ、投資規制の撤廃、知的財産権の保護等の幅広い分野のルールを含む経済連携協定（EPA）の締結を推進してきた。近年は多数国間での広域EPA（いわゆる「メガFTA/EPA」）である「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」<sup>3</sup>等の締結により、特にアジア太平洋地域における経済連携を強化してきた。また最近では、「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」<sup>4</sup>も署名され、一層の経済連携強化が図られている。

しかし、2017年1月の米国のTPP離脱表明を受け、日本は米国に対しTPPへの復帰を求めつつ、新たに二国間の貿易交渉を行うことを迫られた。2020年1月1日に発効した日米貿易協定について、安倍前総理は、「我が国の国益にかなう結果が得られた」ことがその意義であると強調している<sup>5</sup>。また、日米デジタル貿易協定については、「データ等について日米が新しい経済秩序づくりをリードするものである」と述べている<sup>6</sup>。

本協定に関しては、米国と同様、英国がEUから離脱するという保護主義的な動きを見せる中、日英間での迅速なEPA締結が実現し、日系企業のビジネスの安定が図られた。また、本協定の電子商取引章においては、日米デジタル貿易協定と同様、情報の越境移転制限禁止、コンピュータ関連設備の設置要求禁止、ソース・コード及びアルゴリズム<sup>7</sup>の開示要求禁止等の高水準の規定が盛り込まれた。さらに、英国は「包括的・先進的TPP協定」（CPTPP）<sup>8</sup>への加入関心を示しており、これに対し日本も支持を表明している。

以上のことから、本協定には、①日系企業のサプライチェーンの継続、②デジタル経済の秩序の更なる掘り下げ、③CPTPPの拡大に向け、英国を引き込むことへの足がかりの3つの意義があると考えられる。本稿では、本協定の成立経緯を振り返るとともに、協定の特徴について日EU・EPAと比較しつつ、主に上記3点について、国会審議における政府答弁等も踏まえて概説する。

## 2. 本協定の成立経緯と概要

### （1）英国のEU離脱と日英EPA署名の背景

2016年6月に実施された国民投票の結果を受け、2017年3月29日、英国はEU離脱を欧州理事会に通知した。英国は欧州連合条約の規定により、原則2年以内（2019年3月29日まで）に、EUとの間で離脱条件等を定める離脱協定を締結する必要性が生じた。

---

<sup>3</sup> アジア太平洋地域の12か国（日本、米国、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、豪州、ニュージーランド（NZ）、マレーシア、ベトナム、シンガポール及びブルネイ）で自由・公正な通商ルールを構築するEPA。日本は2017年1月20日にTPP協定の国内手続の完了を通報したが、同月30日に米国がTPP協定からの離脱を決定して以降、日米の締結を不可欠とする協定の発効要件の充足の見通しは立っていない。

<sup>4</sup> 2020年11月15日に署名された、東南アジア諸国連合（ASEAN）10か国とそのFTAパートナー5か国（日本、中国、韓国、豪州及びNZ）によるEPA。2013年5月から交渉が続いていたが、当初交渉に参加していたインドが離脱し、最終的に15か国での署名となった。

<sup>5</sup> 第200回国会衆議院本会議録第4号4頁（令元.10.24）

<sup>6</sup> 第200回国会衆議院本会議録第4号6頁（令元.10.24）

<sup>7</sup> ソース・コードとは、プログラミング言語で表現されたコンピュータプログラムのことを、アルゴリズムとはプログラム作成に不可欠な手順及び計算方法のことを指す。

<sup>8</sup> 米国のTPP離脱後、同国を除いた11か国によって2018年3月に署名された協定。同年12月30日発効。

英国とEUは、2018年11月の交渉会合で「離脱協定」及び「政治宣言」に合意した。ただし、アイルランドとの国境管理に係る問題やFTA締結等を含む将来の関係については、2020年末までの移行期間中<sup>9</sup>に解決を目指して引き続き議論を行うこととした。その後、英国とEUは2019年10月17日、双方が一定の譲歩に応じる形で離脱協定の修正に合意するとともに、同月28日には離脱期限を2020年1月末まで延長することを確認した。英国議会における「EU離脱協定法案」の可決・成立後、2020年1月24日、英・EU間において修正後の離脱協定に正式に署名が行われ、同月31日（現地時間午後11時）に英国のEU離脱が実現した。

英国のEU離脱後の2020年3月2日、英国とEUは関税や通関手続等の扱いを規律するFTAの締結を始め、公平な競争条件や漁業権等、将来関係をめぐる交渉を開始した。この間、英国とEUは累次に渡り激しい折衝を行った。9月29日、英国下院議会において、移行期間終了後の国内市場規則に係る法案（国内市場法案）が可決され、EUはこの法案が離脱協定の規定に反するとして撤回を要求した。この後も交渉が続いたが、英国は12月8日、同法案からEU離脱協定に抵触する条項を削除すると発表し、年内の合意が危ぶまれた中、同月24日、英・EU間において新たなFTAの締結が合意された。

日本は、英・EU間の離脱協定の下で設定された移行期間が2020年末に終了することに伴い、日EU・EPAが日英間に適用されなくなるため、英国との間で日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組み<sup>10</sup>を設ける必要が生じた。日英両国は、2020年6月9日のテレビ閣僚会合において、英国との新たな経済パートナーシップ構築のための交渉開始を合意した。同年9月11日、交渉は大筋合意に至り、両国間で日EU・EPAとほぼ同等の関税優遇措置を維持することが確認された。10月23日、東京において、茂木外務大臣と訪日中のトラス国際貿易大臣との間で本協定の署名式が行われた。

## （2）主な内容

### ア 物品市場アクセス

本協定の最終的な関税撤廃率（品目数ベース、以下同じ。）は、英国が約99%、日本が約94%となり<sup>11</sup>、日EU・EPA同様、高い水準の市場アクセスの改善が実現した。また、品目別では、英国が工業製品の100%、農林水産品の約98%の品目の関税撤廃を、日本が工業製品の100%、農林水産品の約82%の品目の関税撤廃をそれぞれ約束した。協定発効時から、全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に迫っていく形で適用することとする、いわゆる「キャッチアップ」と呼ばれる仕組みが設けられている。

日本から英国への工業製品の輸出については、品目数及び輸出額において、100%の関

<sup>9</sup> 国民生活への混乱を回避するために設定された、英国がEUの単一市場と関税同盟に残留できる期間。

<sup>10</sup> なお、英国は日本とは新規にEPAを締結したが、既存のFTA継続を決定した国もあった。この点につき茂木外務大臣は、「英国との間でつなぎ協定を結ぶことでも一定程度の目的を達成できたと考えるが、今回の日英EPAでは、市場アクセスやデジタル分野等のルール面を更に掘り下げることにより、協定を日英間の最新の経済関係の実態に合わせる事が可能になった」旨説明している（第203回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号（令2.12.3））。

<sup>11</sup> 日英両国とも2017年HSコードに基づく関税撤廃率。「HSコード」とは、物品を輸出入する際の品目分類に用いる「輸出入統計品目番号」を意味する。

税撤廃が実現した。日EU・EPAに引き続き、日本から英国に輸出される乗用車の2026年2月の関税撤廃及び自動車部品の9割以上（品目ベース：92%）の即時関税撤廃が維持された。また、鉄道用車両・同部分品、ターボジェット・同部品、電気制御盤等について即時関税撤廃が追加され、品目数ベースでは97%の即時撤廃となった。

一方、英国からの農林水産品の輸入について、日本は、日EU・EPAと同様、米を関税撤廃・削減等の対象から除外した。また、英国側が輸入枠の拡大を求めているソフト系チーズや一部の調製品について、日EU・EPAで設定された関税割当ての利用残が生じた場合に限り、当該利用残の範囲内で、事後的に日EU・EPAの関税割当てと同じ税率を適用する仕組みが設けられた（図表1を参照）。

なお、農産品の取扱いについては、協定発効5年後、両締約国が関税の引下げ又は撤廃、入札手続等の簡素化等、更なる市場アクセスの改善のため、見直し協議を開始することが規定されている（第2.8条3）<sup>12</sup>。

図表1 日EU・EPAと本協定に関する主な約束内容の比較

農林水産品	日EU・EPA【EU→日本】	日英EPA【英国→日本】
米	・関税削減・撤廃等の対象から除外	・日EU・EPAと同内容
牛肉	・関税（38.5%）を16年目に9%まで削減 ・セーフガードの発動基準量（4.4万トン）を16年目に5.3万トンまで増加	・日EU・EPAと同内容 ・セーフガードについては英国とEUからの合計輸入量が日EU・EPAと同じ発動基準量に達した場合、英国に対し発動
豚肉	・従価税部分について10年目に関税（4.3%）を撤廃、従量税部分（482円/kg）について関税を50円/kgまで削減。差額関税制度と分岐点価格（524円/kg）を維持	・日EU・EPAと同内容 ・セーフガードについては英国とEUからの合計輸入量が日EU・EPAと同じ発動基準量に達した場合、英国に対し発動
乳製品等	・バター等：国家貿易制度及び関税（枠内税率：25%～35%等）を維持。民間貿易によるEU向けの関税割当てを設定 ・ソフト系チーズ：枠内関税を16年目に撤廃 ・ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）：16年目に関税撤廃	・日EU・EPAと同内容 ・英国向けの関税割当ては設けない ・ソフト系チーズについては、日EU・EPAで設定された輸入枠の未利用分が生じた場合に限り、当該未利用分の範囲で事後的に日EU・EPAの輸入枠と同じ税率を適用する仕組みを設ける。必要に応じて運用改善について日英間で協議を行う
工業製品	日EU・EPA【日本→EU】	日英EPA【日本→英国】
乗用車	・関税（10%）を8年目に撤廃	・日EU・EPAと同内容
自動車部品	・92%（品目数ベース）の関税（約2%～8%等）を即時撤廃	・日EU・EPAと同内容

（出所）外務省資料、農林水産省資料及び経済産業省資料を基に筆者作成

## イ ルール分野

本協定は全24章から構成される。基本的に日EU・EPAの規定を踏襲する形となっており、原産地の累積<sup>13</sup>を可能とする原産地規則、ネガティブ・リスト方式<sup>14</sup>を採用した

<sup>12</sup> この点につき茂木外務大臣は、「日英EPAの再協議規定は、協議の結果を予断するものではなく、政府として、国益に反する合意をすることはない」としている（第203回国会衆議院本会議録第5号6頁（令2.11.12））。

<sup>13</sup> 本協定に基づく関税の撤廃・削減等の待遇の適用を認めるための原産地規則には、原産品の累積と生産行為の累積との双方が利用可能な、いわゆる「完全累積制度」が採用されている（第3.5条）。

<sup>14</sup> 原則全ての分野を自由化の対象とした上で、自由化を留保する分野を附属書（留保表）に列挙する方式。

透明性のある投資・サービスの自由化等がその例として挙げられる。また、電子商取引、金融サービス等の一部分野では、より先進的かつハイレベルなルールを整備するとともに、日EU・EPAにない規定として、貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する章（第21章）が設けられ、女性による国内経済及び世界経済への衡平な参加の機会の増大の重要性を認めること等を規定している<sup>15</sup>。この点について茂木外務大臣は、「女性の活躍というものは、国際社会全体にとって、経済社会に多様な視点や新たな創意工夫をもたらし、社会の活力を生み出す大きな源であることから、このような章を日英両国間で設けることができたことは大きな意義がある」と評価している<sup>16</sup>。他に、日EU・EPAと異なる点として、相互承認に関する議定書<sup>17</sup>が盛り込まれている。

一方、日EU・EPAと同様、投資家と国家の紛争解決（ISDS）条項は含まれないが、一方の締約国が同条項を含む国際条約を他国と締結した場合の見直し協議が規定されている（第8.5条3）。

地理的表示（GI）<sup>18</sup>については、農産品及び酒類に係るGIを対象とし、英国側が55の日本産品（農産品：48品目（例：神戸ビーフ、夕張メロン）、酒類：7品目（例：日本酒、壱岐））のGIを、日本側が6の英国産品（農産品：3品目（例：ホワイト／ブルー・スティルトン・チーズ）、酒類：3品目（例：スコッチ・ウイスキー））のGIを、日EU・EPAに引き続き相互保護することを約束した（附属書14-B）。その上で、発効後速やかにGIの追加について協議を開始することが規定されている（第14.34条）<sup>19</sup>。

### 3. 本協定の意義

以下、「はじめに」で述べた3つの意義について、特に日系企業のサプライチェーンの継続性に影響を及ぼす「拡張累積制度」、本協定における電子商取引章の具体的な内容、英国のCPTPP加入に係る日英両国の姿勢とその懸念事項について概説する。

#### （1）サプライチェーンの継続と拡張累積制度

本協定の原産地規則には、多くの産品について、EU原産材料又はEU域内における生産をそれぞれ日英EPA上の原産材料又は生産とみなすことができる「拡張累積制度」が採用されている（第3.5条2、次頁の図表2参照）。

---

<sup>15</sup> なお、CPTPPにも同様の規定があるが、女性の経済参加に関する章が独立して設けられるのは、これまで日本が署名したEPAとしては初である。

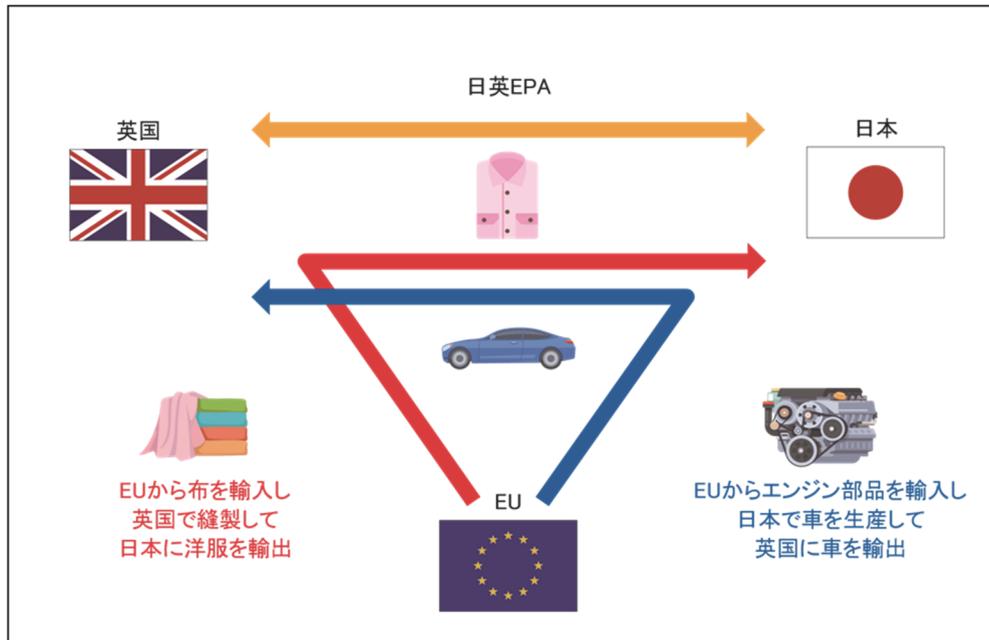
<sup>16</sup> 第203回国会衆議院外務委員会議録第3号17頁（令2.11.18）

<sup>17</sup> 相互承認（対象分野：通信機器・無線機器、電気製品、化学品優良試験所基準（GLP）、医薬品優良製造所基準（GMP））に関する国際約束である日EU相互承認協定（日EU・MRA）に代わるもの。

<sup>18</sup> GIとは、単なる商品の表示ではなく、商品の品質や評判がその生産地の地理的要素に由来する場合の生産地を特定する表示。

<sup>19</sup> 英国は9月11日の大筋合意時のプレスリリースにおいて、将来的に英国産品のGIを70品目に拡大する可能性があることを表明しているが（Government UK “UK and Japan agree historic free trade agreement”（2020.9.11）〈<https://www.gov.uk/government/news/uk-and-japan-agree-historic-free-trade-agreement>〉（令3.1.19最終アクセス、以下URLの最終アクセスの日付はいずれも同日である。）、日本政府はこの点につき、「（第14.34条の）協議の具体的な進め方については現段階では決まっていなかったが、GIの相互保護の拡大は我が方としても歓迎すべきことと考える」と説明している（第203回国会参議院外交防衛委員会議録第6号（令2.12.3））。

図表2 本協定における拡張累積のイメージ



(出所) 財務省資料等を基に筆者作成

本協定に拡張累積が規定された理由としては、英国のEU離脱後も、日・英・EUにまたがるサプライチェーンにおいて特惠関税が活用できるようにすることが挙げられる。茂木外務大臣は「例えば日本の企業がイギリス以外のEUで部品等をつくって最終的には日本等でアSEMBリー（組立て）をしてイギリスに出す場合も、拡張累積が適用されるため、日本でつくったのと同じ形になる。英国も同じような形で、今度はEUで部品や素材を調達し、イギリスで組み立て日本に輸出する場合は、あたかもイギリスでつくられたという形で日・EU・EPAのもとでその低関税等々で輸入ができる」と説明している<sup>20</sup>。

一方で、本協定では英・EUの間の取引をカバーすることができないため、英国の移行期間終了後も混乱が生じないためには、英・EUによる新規のFTA締結の必要性があった。この点は特に、英国に拠点を持ちEUに自動車輸出する日本の自動車産業にとっては、英・EU間の交渉が決裂した場合、WTOルールに基づき関税が10%に引き上げられることにより、深刻な不利益が生じる懸念があった。この指摘につき梶山経済産業大臣は、「現地日系企業の事業の継続性の確保に向けては、通関手続や規制面での対応等も重要となることから、昨年（2019年）10月に開設したブレグジット対応サービスデスクによる情報提供や個別の相談等にしっかりと取り組んでいく」との方針を示した<sup>21</sup>。英・EU間のFTA交渉の合意により、日本の自動車企業が大きく不利益を被ることは避けられたが、サプライチェーンをより確実にするためには、本協定第3.5条10～12に基づき<sup>22</sup>、日EU・

<sup>20</sup> 第203回国会衆議院外務委員会議録第3号6頁（令2.11.18）

<sup>21</sup> 第203回国会衆議院本会議録第5号4頁（令2.11.12）

<sup>22</sup> 日英それぞれがEUとFTAを締結している場合、日英両国は、EUと交渉し、日英両国原産材料・生産を日EU・EPA及び英・EU協定上の原産材料・生産とみなすように追求することができ（第3.5条10及び11）、要求の結果合意に至った場合は、本協定において累積の適用に関する更なる条件について交渉できる

EPA及び英EU・FTAにおける拡張累積に関する交渉が行われることが望まれる。

## (2) 先進的な電子商取引章

本協定は、日EU・EPAと同様、日英間における電子的送信に対する関税賦課の禁止（第8.72条）、ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスの要求の禁止（第8.73条）等を規定している。また、新たに、ソース・コードの開示要求の禁止規定対象へのアルゴリズムの追加（第8.73条）、情報の越境移転の制限の禁止（第8.84条）、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止（第8.85条）、暗号情報の開示要求及び特定の暗号の使用要求の禁止（第8.86条）等が追加され、概ね日米デジタル貿易協定と同様の内容となった（図表3を参照）。

図表3 近年のEPA等における電子商取引章の主な規定の比較

	CPTPP ※1	日EU・EPA	日米デジタル貿易協定	日英EPA
関税不賦課	○（第14.3条）	○（第8.72条）	○（第7条）	○（第8.72条）
デジタル・プロダクトの無差別待遇	○（第14.4条）	-	○（第8条）	-
ソース・コードの開示要求の禁止	○（第14.17条） ※大量販売用ソフトウェアのみ	○（第8.73条）	○（第17条） ※アルゴリズム含む	○（第8.73条） ※アルゴリズム含む
情報の越境移転の制限禁止	○（第14.11条）	（第8.81条） （効力発生日から3年以内にデータの自由な流通に関する規定の必要性について再評価）	○（第11条）	○（第8.84条）
コンピュータ関連設備の設置要求の禁止	○（第14.13条）	-	○（第12条）	○（第8.85条）
暗号情報の開示要求禁止	-	-	○（第21条）	○（第8.86条）
SNS等双方向コンピュータサービス提供者の免責	- （凍結）※2	-	○（第18条）	-

※1 CPTPPについては、同協定第1条に基づき組み込んだTPP協定の条文を示す

※2 「凍結」とはTPP協定の規定の凍結を意味する

（出所）外務省資料を基に筆者作成

このうち、本協定第8.73条3において、例外的に企業側がソース・コード又はアルゴリズムへのアクセスを自主的に移転・付与することが認められていることについて、政府は「例えば政府調達等におけるシステム全体の安全性や安定性を確保、担保するために、政府と企業の間での合意の上で開示するケースを念頭に置いており、企業側の意向に反して、事実上アルゴリズムの開示を強制させられるケースを例外としているわけではない」と述

（同条12）。

べている<sup>23</sup>。また、本協定第 8.63 条 2 において、相手国の金融サービス提供者に対して、自国内でコンピュータ関連設備の設置等を要求することの禁止が規定されているが、同条 3 において「効果的な金融上の規制及び監督のために情報への適当なアクセスを確保することができない場合」には例外として設置要求が認められている。なお、同条 4 において「適当な限度を超えた態様で」設置等の要求をしてはならないとされているが、麻生国務大臣は「この『適当な限度』については、一般的に恣意的かつ過剰とならない範囲と解される」と説明している<sup>24</sup>。

このように、日英間の電子商取引においては、原則として日米デジタル貿易協定並みの規制がなされるが、上記のとおり、例外的に政府調達関連の情報開示や一部の金融サービスのコンピュータ関連設備の設置要求が認められている。これらの例外規定については開示や設置の対象が拡大解釈されないよう、適切な運用を行っていくことが求められる。

### （3）英国の CPTPP 加入関心と今後の課題

本協定に関連し交わされた書簡（法的拘束力を持たない）のうち、特に注目されたのが英国の CPTPP 加入関心に関する書簡である。英国はこれまでも累次の機会において CPTPP への加入関心を示しており、2019 年 1 月 10 日に行われた安倍前総理とメイ前首相の間で交わされた日英首脳共同声明においても、「日本は、CPTPP への英国の加入の可能性について支援することを再確認する」とされている<sup>25</sup>。

本協定の署名に当たっても、トラス国際貿易大臣は「本協定は CPTPP 加入への明確な道筋を開くものであり、英国のビジネスに新たな機会をもたらし、経済安全保障を強化する」と述べている<sup>26</sup>。また、トラス大臣は日本経済団体連合会（経団連）副会長との懇談においても「日英 EPA は CPTPP 参加への第一歩である。日本が CPTPP 議長団を、英国が G7 議長国を務める来年（2021 年）は、チャンスの年となろう」との期待を示している<sup>27</sup>。

茂木外務大臣は国会において、「TPP11（CPTPP）協定は、この協定が定めるハイスタンダードを満たす意思のある全てのエコノミーに開かれており、我が国としても、英国の TPP11 加入への関心を歓迎し、その旨、トラス国際貿易大臣にも私からも伝えている」と答弁している<sup>28</sup>。

このように、英国が CPTPP 協定に加入することで、日本が推進する自由貿易の枠組みが更に拡大し、既存の経済連携をより強固なものとするのが可能となると考えられる。ただし、本協定の「英国の CPTPP 加入関心に関する書簡」において、「日本国政府は、……（英国の）正式な加入プロセスが開始される場合には、……、英国に対して、CPT

<sup>23</sup> 第 203 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 6 号（令 2.12.3）

<sup>24</sup> 第 203 回国会参議院本会議録第 5 号（令 2.11.27）

<sup>25</sup> 外務省ウェブサイト〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000436826.pdf>〉

<sup>26</sup> Government UK “UK and Japan sign free trade agreement” (2020.10.23) 〈<https://www.gov.uk/government/news/uk-and-japan-sign-free-trade-agreement>〉

<sup>27</sup> 日本経済団体連合会ウェブサイト「日英 EPA 署名にあたりトラス英国国際通商大臣と会談」（2020.11.12）〈[https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2020/1112\\_01.html](https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2020/1112_01.html)〉

<sup>28</sup> 第 203 回国会衆議院本会議録第 5 号 6 頁（令 2.11.12）

PP締約国が有するように、日本市場への意味のある市場アクセスを、CPTPPの下での日本国の関税率表における関税、関税割当て及びセーフガードの適用について提供する意図を確認する<sup>29</sup>とあり、また、前述のとおり、本協定において農産物の見直し協議について規定されていること等から、英国がCPTPPに加入する際は、農産物の市場アクセスの更なる譲歩を求める可能性がある。日本はその場合、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定などの既存の協定に基づく自由化とのバランスを考慮した交渉を行う必要があると考えられる。

#### 4. おわりに

これまで、本協定の意義のうち、日系企業のサプライチェーンの継続の鍵を握る「拡張累積制度」、本協定における電子商取引章の具体的な内容とその例外規定、英国のCPTPP加入に係る日英両国の姿勢を述べてきた。菅総理は、「世界経済が低迷し、内向き志向も見られる中、率先して自由で公正な経済圏を広げ、多角的自由貿易体制を維持・強化する」、「日英の経済連携協定を締結し、日系企業のビジネスの継続性を確保し、経済安全保障の観点から、政府一体となって適切に対応していく」との方針を明らかにしている<sup>30</sup>。日本は、米国に続き、同じく保護主義に傾く英国と経済連携協定を結んだことにより、英国のEU離脱後の新たな日英関係を築く契機を生み出すことができた。また、英国が日本とのEPAをEU離脱後の国家ビジョンである「グローバル・ブリテン」の成果として宣伝していることに対し、日本としても、英国の外に開かれた姿勢の維持及びインド太平洋への関与拡大を後押しすることとなった<sup>31</sup>。

国際経済の観点からは、日本が英国との二国間貿易を維持、強化していくことは、自由貿易を発展させる要因となる。また、英・EU間のFTA交渉が妥結したことで、日本のみならず他国と英国との自由貿易も維持・強化されていくこととなる。

本協定及びRCEP協定の署名により、日本のFTA比率（貿易総額に占めるFTA/EPA等発効・署名済みの国との貿易額の割合）は79%となった。これにより、安倍前総理が成長戦略において掲げてきた「FTA比率70%を目指す」との目標<sup>32</sup>が達成されることとなった。米国に続き英国とも貿易協定を締結したことで、日本としては、両国とのビジネスの継続を維持しつつ、同時にTPPへの復帰・参加を促すという二段構えの姿勢を取っていくこととなる。米国・英国の動きは、CPTPP未批准の国々<sup>33</sup>にも影響を与え得る。この意味で、本協定は日本と英国との協定にとどまらず、既存のメガFTAの今後の動向を予測する上で重要なものであるといえよう。

(あらき ちほみ)

<sup>29</sup> 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100106723.pdf>>

<sup>30</sup> 第203回国会参議院本会議録第1号5頁（令2.10.26）

<sup>31</sup> 鶴岡路人「日英EPA（経済連携協定）がもたらす新しい日英関係——Brexit カウントダウン番外編（3）」（東京財団政策研究所、2020.11.9）6頁

<sup>32</sup> 「未来投資戦略2018」（2018年6月15日閣議決定）における平成30年度までの目標

<sup>33</sup> ブルネイ、マレーシア、ペルー及びチリ